

1. 件名：東海再処理施設の廃止措置計画に係る面談
2. 日時：令和4年10月27日（木）13時30分～14時40分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※一部出席者はTV会議にて実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ 研究炉等審査部門
細野安全管理調査官、上野管理官補佐、有吉上席安全審査官、
小舞管理官補佐、加藤原子力規制専門員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 マネージャー 他1名
再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他10名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
資料1 高放射性廃液（HAW）・ガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術
開発棟以外の施設の防火対策について
資料2 工程洗浄に係る再処理施設保安規定の記載の見直しについて（資料2）
資料3 放射性廃棄物でない廃棄物の管理、個人線量計及び積算線量計に係る再処理施
設保安規定の変更認可申請について
資料4 東海再処理施設の廃止措置等に係る面談スケジュール（案）

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子炉規制庁のカトウですそれでは本日の面談始めさせていただきたいと思います早速、資料に基づきましてご説明をお願いいたします。
0:00:10	はい、原子力機構再処理センターのナカバヤシですまず資料の1の方からご説明させていただきます資料1は、
0:00:18	高放射性廃液貯蔵場パーツ高技術開発施設以外の施設の防火対策についてということでこれ、こちらは現在申請して審査いただいている中で性能維持施設の追加を行ってございますが、
0:00:33	その中でその他施設についてはTVF安全対策で、火災棒線設備をまず追加設置しているのでそちらの性能維持施設の追加を行っていますが、
0:00:46	それに合わせてその他施設についても
0:00:50	消火設備等を一律として改めて
0:00:54	登録してございましてそれに関する情報ということでございます。
0:01:00	まず1ポツの概要のところでした、この資料につきましてはその他施設でまず貯蔵保管している放射性物質の状況、
0:01:09	取り扱っている危険物、
0:01:12	火災の観点からも危険物及び施設の防火対策についてまとめたものでございますして、基本的な記載の内容自体はもう令和2年の10月30日に申請いたしました防火対応内部。
0:01:26	で囲まれているその他施設が火災減となって、広域火災を起こさないと、というような説明を起こしている資料こちらの方に基づいたものになってございます。
0:01:41	2ポツその他の施設の状況ということでまず2.1E層1につきましては別紙1ということで、
0:01:53	こちらの10ページですね。
0:01:55	10ページに、こちら6月、令和3年6月に申請いたしましたその他施設の安全確認、安全評価のところを示した配置ですね。
0:02:07	こちらに若干記載を修正して絵を出しています。
0:02:13	その他施設、25施設、評価してございましてそれぞれの位置を示しております。
0:02:20	続きまして2. にまずこれらの施設で保管している放射性物資の状況ということでこちらの個別の申請からいわゆる持ち物リストと呼ばれているものを、をして別紙2として掲載してございます新屋11ページから、
0:02:37	になります。
0:02:39	ただ工程洗浄等進んでおりまして、この持ち分のリストは令和2年6月末時点での、
0:02:47	保有量でございまして2ページの文書のほうに記載しております通り、高低線量を現在行っておる、おりますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:57	それによって分離精製工場にあるせん断分にはマープ領域といったものを分析所にある。
0:03:05	分析資料プルトニウム転換技術開発施設やウラン溶液というのは、令和5年度までに括弧各施設の工程日から取り出されてこの
0:03:16	表に載っているような数字が
0:03:21	大分なくなってくると。
0:03:22	いう、各施設からなくなっていくということになっています。またクリプトンの管理放出につきましても令和4年4月までに管理方針、こちらにも完全にクリプトンの在庫がなくなっているという量がなくなっているということ、あと
0:03:38	ベーン、
0:03:39	少し、将来的な話になりますが使用済み燃料集合体につきましても令和8年度までに施設外へ全量搬出する計画としているというところを説明してございます。続きまして3ページ。
0:03:53	の方いきまして次は危険物を消火設備の話でございませう。
0:04:01	まず消火する危険物と消火設備、こういったものがあるかというので資産。
0:04:07	ということで、
0:04:10	10、
0:04:12	5ページから、
0:04:13	4枚にわたって記載してございませう。こちらの方も
0:04:19	以前の申請の防火会議の説明のところ記載していた表に、その当時防火体の中にあるその他施設のみでしたが、
0:04:30	脳型の外側によるそういった一つを含めるような形で再度情報を更新しております。
0:04:39	本文の方3ページにのっていただきまして、
0:04:44	まず現状といたしましては最初に運転時に使用していた化学薬品ヒドラジンとかホルマリンといったものを小浜ハイツにも利用しないので廃棄済みになっておりまして、
0:04:57	表の中から数量的に多く保管している池内というのは廃溶媒ですね最初に運転に使用した後の廃溶媒。
0:05:05	こちらはT B P ドデカンの混合溶媒で、危険物としては第4類第3石油に相当します。もう一つ非常用発電機の燃料と、
0:05:16	ということです。こちらの抽出溶媒につきましてはもう
0:05:20	ウランプルトニウム中止調査を行いませんので、分離精製工場外からは完全に取り出してございませう。
0:05:28	今後とも分離精製工場で使用する計画はございませう。廃用場合自体は使用後に、アルカリ洗浄等を行って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:38	一応除染等は済ませているものの、放射能の濃度としては18乗ベクレルパー立米程度でございます。こちら、どれぐらいのオーダーかと言いますと高放射性廃液ですねはTVFで扱っている高放射性廃液が、
0:05:54	概ね10-15乗ベクレルパー立米以上ありますので、1000万分の1以下の濃度ということで十分リスクとしては低いと考えてございます。
0:06:05	また非常用発電機の燃料は、
0:06:08	多くは屋外の地下タンク中給油貯蔵所になってございまして、ば上非常に良い状態良い設備で保管しているというのが現状でございます。
0:06:22	3ポツに行きましてマボ型設備の特徴ということで、
0:06:28	まず初めに
0:06:30	火災防護計画を
0:06:33	はTVFの火災防護対策の一環といたしまして火災防護計画を令和4年6月に策定してございます。
0:06:42	こちらの火災防護計画の中では、当然その他施設の火災防護も含めて定義してございしますが、
0:06:51	その位置付けといたしましては
0:06:54	次、その他設備については重要安全機能を担う設備や系統がない。
0:07:00	ということで基本的には障防法建築基準法等の
0:07:06	これまでの
0:07:09	法令に基づいた対策を講じると。
0:07:12	ということとしてございます。
0:07:16	そちら、先ほど特徴的な危険物としてありました廃溶媒につきましては現在
0:07:25	四つの施設で分散してはい、貯蔵してございまして、
0:07:29	廃棄物処理場永代溶媒処理技術開発施設内溶媒貯蔵場及びスラッジ貯蔵場、
0:07:36	いったところですが、こちらで入る場合は使う設備につきましては特別な防火対策を当然引いてございまして、まず貯槽内の廃溶媒の温度、
0:07:47	監視で警報を鳴らす設備があります。
0:07:51	もし、
0:07:53	さらに貯槽内に炭酸ガスを注入するための炭酸ガス消火制度を受けてございまして、
0:08:00	その貯槽が設置されたセルにはさらに水噴霧消火設備を設けてございます。
0:08:05	こちらの設備につきましてはまず炭酸ガス消火設備につきましては溶媒の温度が所定以上となった場合自動起動するような設備になってございまして、
0:08:17	その後火災を検知した後の監視状況ですね、に応じて手動で再度炭酸ガス消火設備を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:25	作動させたりセル内の水噴霧消火設備の作動を行うことができるようになっております。また当然ながら通常の消火設備としてA B C 消火器や主催シキヒョウ書き、小保内消火栓等を配置されている。
0:08:39	言ったところでございます。
0:08:42	こちらの内容につきましてはすでに申請した先ほどの防火T H A I の中の資料の説明と同じ
0:08:50	になってございまして少し言いつつ、割愛させていただきまして3. の防火体制でございます。こちらも以前申請した内容の通りでございまして、
0:09:02	当然、
0:09:05	火災警報が吹鳴した場合、当直長が24時間、いますので
0:09:12	現地次第、近畿包装を行うとともに恒設町への通報コーナー。さらに、現場においては消火作業、初期消火を行えるような体制としてでございます。
0:09:24	5ページにいきまして、上の方ですがさらに
0:09:28	核燃料サイクル工学研究所に消防班が、組織ございまして誤判分隊体制でございますがその指示分配は24時間即応が可能な常住たいと。
0:09:40	いうことになってございます。
0:09:43	続きまして3.3。
0:09:46	これらのその他の設備の火災が這うT V F へ与える波及的影響の可能性についてということで、まず一つは屋外危険物貯蔵施設が火災になった場合は、いわゆる近隣の産業施設の火災爆発の影響とする。
0:10:01	ということで外部火災の影響がないかということでございましてこちらは令和2年8月7日に申請いたしました。
0:10:10	中においてそういった影響がないことを確認してございます。
0:10:16	もう一つは防火体の中にある施設から
0:10:20	本森林火災の影響を超えるような広域火災、
0:10:23	の発生元となり得るかということにつきましても令和2年10月30日の廃止措置経過を、廃止措置計画変更認可申請において確認してございますということで、
0:10:36	浅井防護の観点からその他施設蒲生はT V F に波及的影響を及ぼす可能性はないとしてございます。
0:10:44	最後4ポツ、今回の防消火設備の性能維持施設についたと。
0:10:50	いうことの経緯と考え方を示してございます。
0:10:54	どうぞ。
0:10:56	再処理施設における性能維持施設の選定の基本的な考え方に基づきますと、
0:11:04	まず電気事業、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:09	原子炉等規制法以外の電気事業法、消防法高圧ガス、
0:11:15	グレイ遠足といった一般の法令で検査が義務づけられていた設備というものは、最初に 運転段階においてもいわゆる施設定期検査、
0:11:25	或いは施設定期自主検査の対象にはなっておらず、それぞれの法令に基づく定期検査を 行っていたと、ということからもともと性能維持施設の定義が、
0:11:38	選定の方針は定期自主検査の対象を選定するということになってございますので、こう いったことから、既設の総消防防消火設備についても、
0:11:51	その施設には制定していないということにしてございまして、
0:11:56	しかしながら、新規性基準照らして新たに追加したH o w T V Fの火災防護設備につい ては、
0:12:04	消防法の要求を超える設備であることからこちらの性能維持施設として選定し時間にす ることとしました。
0:12:12	その際にですね、
0:12:15	これは新旧の施設設備同じようなもう、自火報ですとか、
0:12:21	消火設備になっておりまして、保全活動において既設と新設を区別して管理するという ことはちょっと業務の複雑さを招いてしまうということ。
0:12:32	また新規に追加した設備についても、消防法等の要求を超えるものであるものの、設置 と点検においては
0:12:41	消防法に基づく消防所等への届け出報告を行うことを現在検討してございますが運用上 の理由があります。もう一つが、
0:12:50	機構内の他の廃止措置施設ということで試験研究炉、
0:12:56	入って、
0:12:57	こちらは発電の廃止措置計画を参考に作ってございまして、
0:13:02	以前より、消火設備というものが性能維持施設として選定されていたということ。こち らは
0:13:10	110※1 に書いてございますが、第 23 回の確認を施設等審査会合において、
0:13:18	規制庁から指摘を受けて施設ごとに消火設備が登録されてたりしなかったりするバラバ ラであるということで、補正においてこれらを整合すると。
0:13:29	というようなことをしてございまして、その際、
0:13:33	自治体等からのコメントをいただきまして再処理施設についても、当然それに合わせて 整合性を図って欲しいというようなコメントもあり、こちら機構大として整合性を確保 すると。
0:13:45	いう観点から、今回既設の消防設備も、製造施設として、
0:13:51	セ選定いたしまして廃止措置計画申請を行っているといったところでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:58	資料1の内容については以上になります。
0:14:03	平常規制庁カトウです。ご説明ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、規制庁側から質問コメント等ありましたらお願いします。
0:14:15	植野です。4ページのところで、
0:14:19	セル、
0:14:21	セル内の防火ダンパの設置について
0:14:25	除外規定という、
0:14:28	免除されてるっていうことがあったんですが、
0:14:31	ほかに何かその最初に特有で、
0:14:36	免除されてるようなものがあれば教えてください。
0:14:48	えっと、学校の大関コーナー、
0:14:52	最近はですね建築基準法に基づいてこういった小安保防火ダンパーですとか、あとは時価法ですね、というものの設置が求められております
0:15:06	前半の火災防護対策の議論の時に、話題になった通り人が立ち入らないで、かつ可燃物が存在しないような
0:15:16	貯槽しかないようなセルですか、ああいったところには自火報を設置しないというようなのは一部施設でやはり除外規定を受けていると。
0:15:24	はい。
0:15:25	いうところでございます。
0:15:29	セルの人の立ち入らない銭湯には感知器がないってことですかね。
0:15:35	はい。古い設備と言いますか、そういった時、
0:15:38	設備もございましてただここで書かれ、ここで記載した廃溶媒のようにそもそも貯蔵しているものが可燃物である場合は、
0:15:47	点検の観点から、普通の感知器をつけずに、淡路にF Dと言われるような
0:15:55	福祉なちょっと特殊な加熱装置ですね熱を感知するような設備装置をつけていたりします。
0:16:06	はいわかりました。
0:16:10	規制庁の加藤です。すいませんちょっと過去の
0:16:17	安全対策に係る審査の中で確認してきたことの、すいませんちょっと改めての確認という形になってしまうんですけども、
0:16:26	安全対策の中でその他施設について、火災対策の追加の対策をせずにのき印可のですね対策を、
0:16:36	多分これからも維持していくっていうことになるんだと思うんですけども、そもそもそういうふうにした、機構の考えとしては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:45	ちょっとどういう考えなのかっていうのをちょっと再度確認させていただきたくて、ハードTVFについては重大事故に至るような恐れがあるような施設があるので、
0:16:57	バックフィットみたいな形で、火災対策を適用すると、一方でその他施設については、外部事象とかでもあったんですけどもインベントリが少ないっていうのと、あとは、
0:17:11	何か何かしらの機能が損なわれた場合であっても、例えば工程洗浄の時に確認しましたけども、
0:17:19	その溶液ガードに至るですとか、あとは、その水素が爆発下限に達するみたいな、
0:17:25	ところでいうと、かなりの時間余裕があるので、
0:17:28	そもそもそういった、その安全機能を、何が何でも守らなきゃいけないものっていうのがRTB以外ではないので、既認可の
0:17:42	安全なんですけどその対策を継続するっていう理解なんですけどもそう理解は正しいですか。
0:17:57	はい。そちらもそういった認識でございます。
0:18:03	はい、ありがとうございます。その上で
0:18:11	ちょっと今。事実関係の確認なんですけれども園田四家通。
0:18:16	衛藤。
0:18:18	今そういった施設の中に、小インベントリを他示していただいているんですが、
0:18:26	こういった廃棄物っていうのは、廃棄物とか、残った溶液ですとか製品っていうのは基本的には、
0:18:35	燃えないような、何て言うんすかね。オフ例えば、金属製の容器に仮保管してるですとか、そういったその対策っていうのは
0:18:47	例えば消防の資料ですとかそういったことに基づいてやっているのかってのを確認したいんですけどその点はいかがですか。
0:19:05	はい。投票のところで、
0:19:09	そうですねこの表で保管場所とあと種類の方で危険物等、或いは指定可燃物と書いてあります。自治体等の条例等に基づきまして、
0:19:21	当然登録しているものでございまして、次の方にありますように、例えば
0:19:29	もともと燃えないものであれば通常の火災報知機と
0:19:34	消火栓消火器の配備なんですけど、例えば先ほど、廃溶媒以外で言うと紙くずとか、現場で使うような、
0:19:48	可燃性の放射性、低レベルの廃棄物を納めているような場所につきましては水噴霧の消火設備を設けていたりとかそういったところ消防法等に基づいて
0:19:59	設備が設置されている。
0:20:02	ということになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:05	そうすると、
0:20:07	紙くず、衛藤多田焼却施設にある低放射性固体廃棄物の可燃物なんかは、
0:20:18	これ金属製のように入ってるわけではなくて、
0:20:21	カートンボックスを、
0:20:22	そのまま積まれてるようなイメージなんですかね。
0:20:52	すいませんタグチです詳細なところはちょっと確認しますが、一部の施設で可燃物をカートンで保管しているというような施設はございます。
0:21:06	カトウですけどもそういう施設数についても、その照合なんかはそういう状況というのは、地元の消防を把握していて、
0:21:17	そういう指導のもとに、例えば、自動のそのスプリンクラーを設置してないとかそういう対策をしてるってことですか。
0:21:29	えっと、すいません田内です。おそらくそうだと思いますがちょっと確認させていただきます。もともとそういう置き方をするということろで
0:21:39	設置している設備でございますので、そうなってると思いますが確認いたします。
0:21:47	このウエノ磯可燃性物質に対しては、何か燃えないような、
0:21:53	難燃シートで覆うとか、何か、
0:21:56	そういった対策ってというのはやられてますか。
0:22:03	品質保証課の大きいものです。この博展等の管理をやっております部署でございます、かなりかたい関係はですね、かなり
0:22:14	記入されておまして、166条、5案件106、16条の方に、
0:22:19	普通の一般の廃棄物でしたかごみ箱にある廃棄物なんかもですね、
0:22:24	一番対策について特B等のヶ年貨物間でなくてそういうところは大切であろうと166条の方について不燃物については、まず指定場所を決めて、防火のビニール等で売ったりし、
0:22:38	そういうところで166条の1の定めて管理をする。
0:22:43	その期末目標についても図面の方で明示して、この場所に置くような形で、合格者の方ですとか酒匂た先生のビルの音楽の措置等の管理をやってください。
0:22:55	はいわかりました。
0:23:00	形状のカトウです。すいません。続けてなんですけれども、
0:23:05	今回
0:23:07	笠伊井。
0:23:08	衛藤。
0:23:10	小坂伊井江藤。
0:23:13	笠伊井も計画ですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:17	改めてその施設全体を対象として定めたっていうふうに、火災対策の方で確認をしているんですけども、
0:23:25	この火災も計画上のその他施設Ⅱの位置付けていうのは、
0:23:31	どういうふうに位置付けられてるんですか。
0:23:42	はい最初の仙波ナカバヤシです。3ページの3.1の初めのパラグラフのところに記載してございますように、
0:23:50	李。
0:23:52	基本的に防護計画の中ではここに書いてあるような分限でまず防火対策についてはもう、
0:23:59	従来通り障防法等の
0:24:02	基準に基づいて対策を講じるということを基本にしておりますまた火災防護計画の中で体制等、
0:24:10	記載してございますがその中でも従来通りの体制を
0:24:18	再TVFについては追加された対策についていろいろ記載してございますが、それ以外の施設については従来通りの体制を維持して
0:24:29	防火に努めると。或いは、或いは消火体制を整えていると、維持するというような形になってございます。
0:24:37	規制庁加藤ですわかりました。そうするとその火災棒、火災防護計画の中では、
0:24:45	一応、最初に全体とはなっているんだけど、そのその他施設については、既存の防火計画とかそういったところで、
0:24:56	定めているところでそのところによりますみたいななんかそういう位置付けてことと理解したんですがそれでよろしいですか。
0:25:06	そうです。
0:25:08	はいそのような形になってございます。
0:25:15	はい、わかりました。
0:25:32	事故ですけど、
0:25:34	今回の
0:25:38	工程洗浄って、
0:25:40	分離してるんですけど。
0:25:43	溶媒使ってたんですけど。使ってません。一切使っておりません。
0:25:48	ですよ。
0:25:50	うんだ模様がないんだよ。
0:25:56	うちの
0:25:59	内野部長どの部長というと、多分黒塗りになると思うんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:05	勝手に
0:26:10	部長は何を言ってるんだっけ。
0:26:14	そうですねそうその他施設も、廃止措置とはいえ、
0:26:21	他の施設とは、東海再処理施設は、その状況が違うので、そこはしっかりとその火災が起きた場合でも、影響がないってことをしっかり確認した上で、
0:26:35	火災室とも確認しておくべきじゃないかというふうに今言われて、
0:26:42	これいいんじゃないの。はい。で、私としてはですね、
0:26:48	まずその歩。
0:26:50	ほっといても、さっき最初に確認したように、
0:26:53	ほっといても高台寺に至るような施設っていうのは存在施設にはないんですと。
0:26:58	あるとすれば
0:27:02	なんつうかね、放射性物質の閉じ込め機能、
0:27:06	が例えば火災によって換気設備とかは機能喪失した場合であっても、大して出ませんで要は外部事象でやったその他施設の対策みたいに
0:27:20	有意な放出はないんですよそれは火災も同じなんですっていう話でちょっと課題に持っていきたいなというふうに思ってます。
0:27:33	その他は障防法でやってるってちゃんとやってるっていうんだよな。そうですね。はい。
0:27:41	それらは性能維持施設だっていう話をやるんだもんな。
0:27:46	そうですね。はい。
0:27:51	すいませんそれにちょっと絡めて確認なんですけどこれも多分前、以前に言ったどっかの申請で確認してるんじゃないかと思うんですが、
0:28:00	使用済み燃料プールなんですけど、これって、冷却機能が何か止まっても何日は大丈夫ですとかそういった評価って、どっかでやってますか。
0:28:16	推進スタッフです。ちょっと今、探しますが今の廃止措置計画の申請書の中にも、その評価については参考として添付してございます。すいませんページはちょっと探させてください。
0:28:30	すいませんそれもちょうと後で教えてください。
0:28:37	すいません。
0:28:39	1ヶ月ぐらい大丈夫なんじゃないの。
0:28:44	多分多分ほっといても温度は上がらないっていう評価がスタートしてるんじゃないかなってだからそういったところを見た記憶があるんで、はい。
0:28:53	ちょっとそれがしっかり示された資料があればそれもちょうと説明するときに、説明できるかなと思いますけど、後で教えていただければと思う。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:06	はい、了解いたしました。
0:29:10	すいませんアリヨシです。3 ページでちょっと伺いしていいですか。
0:29:15	12345 行目か、重要な安全機能を担う設備及び系統がないっていうのは、これあれですかもう廃止に入ってからこうなってるんですか。
0:29:30	最初の岡林です。こちらM p についてはまさにその通りもともとはまさに再処理に中心的な工程を納めていたので、安全上重要な設備持ってたんですが、
0:29:42	挨拶になって運転を止めているということ、これからもしないということでもそういった安全機能重要な安全機能はなくなっている。
0:29:53	一方それ以外の廃棄物の処理施設についてもともと低レベルの
0:29:57	放射性物質しか使えませんでいわゆる安全上重要な設備というのはもともと持っていないと。
0:30:03	ということでございます。
0:30:05	そうするとだから、もう廃止に入ったのでここに炉規法時はなくて、障防法と検収基準を満足すればいいと、そういう理解になるんですかね。
0:30:17	はい。耐震重要度でいうところの高くても、Bクラスというような施設部分。
0:30:23	新井田西。あれ、このときに
0:30:27	もともとの消防法とか建築基準法が適用できないようなところが何かあるみたいに記載の、何となく取れるんですけれど、
0:30:37	これさっきの負圧の管理以外にも、
0:30:41	もともとその障防法受け付け基準法が適用できてないところってあるのでしょうか。
0:30:54	それはうちが全設備確認したわけではないんですけれども、
0:31:03	基本的にはその負圧維持の観点を重要視したという今のところとあとは感知器ですね、そういったところぐらいではないかと思います。
0:31:15	加西市にもし行ったら多分その話なっちゃって、感知器ちゃんがついてるのかね。多分そうなると思うんですけど、ダラー。
0:31:25	どっちもそれも障防法とか、適用、
0:31:29	できていない、例えばもう放射線が高いとか、いろんな理由で、そういうところあるんだったらそれもこう整理しといた方がいいんじゃないすかね。
0:31:39	はい、了解いたしました。
0:31:45	これは多分前の廃止措置計画認可の中で多分全部整理できてるような気がするんですけど。はい。
0:31:53	多分HOWとTVFはできてるんですが、ただその他施設についてはやってないと思うんで、
0:32:02	それをちょっと整理してもらって、はい。いただければと思う。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:06	それ、どこまでやるかちゅう話だよ。それがあるんですねはい。はい。結局、どんどん突き詰めていく等結局新規制基準適合。
0:32:16	みたいな話になってしまうので。うん。
0:32:19	いや、現状で、うん、だったらこの3ページ見るとね。
0:32:23	よくわかんないなと思ったのは火災の検知のために、温度計が設置されてるっていうのは、これで消防法満たしたのかなという世界わかんなくて、だって、
0:32:33	これはあれですね温度警報は廃溶媒の。
0:32:38	あれは何か引火点か何かを管理するためにつけてるでしょ。それは障防法に該当するんですかって言ってナカバヤシない。
0:32:48	技術設備じゃないですか。多分これ、
0:32:51	それがねダラーこれしか監視しようがないっていうんで、これだって言ったら、ちゃんと数字は通ってくるんですけど。
0:33:00	結局カラー
0:33:02	それも言い方によって障防法建築基準法、
0:33:05	に基づきか。
0:33:07	基づきだから、
0:33:09	なんかいわゆる必ずしもこうじゃないってのは多分あるんでしょ、実際には。
0:33:16	細井さんおっしゃる通りどこまでやるかって話は、私はよくわからない。ちょっとこれ以上言うつもりはないんですけど、ただ一般論で何か気になったっていう話です。
0:33:35	すいません品質保証課の沖本です。今廃溶媒貯槽のFDPの件ですけども、FDをつけることについてはですね完全したところで議論するされまして、今70度で、廃棄運動、社長から出る排気を70で検知する。
0:33:52	警報がついてます。それは通常のおこの温度に対して、火災を検知できるようなものと今70を設定して、これ性能維持施設としても登録して、今、定期事業者検査も実施してございます。
0:34:05	それは、
0:34:08	はい。それは消火設備として登録してってことですか。
0:34:15	ついてるところもございます。自動的にその貯槽内に炭酸ガスを使ったような説明もついている調査もあります。
0:34:26	ところが、と思いますちょっとすべて確認されませんけども、
0:34:30	ST関係の調査については、炭酸ガスそれを検知するかというような設備になっていたかと思います。
0:34:37	すいませんこれからそういう、こういう話ししていくとね、例えば火災報知機になりました、どっかの清潔で高警報ラインになりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:47	その警報の中にこの項目入ってるんですかって話じゃない。
0:34:50	そうすると、
0:34:54	或いはねこれがことで、自動消火装置が作動するんですかとか、
0:35:01	だから、障防法と言ったって止めてもらってないんだったらちょっと違いを整理した方がいいんだから、
0:35:06	そうですねちょっと個別の施設って話聞いてても多分、しょうがないと思うんで、そういう施設について、ちょっと
0:35:17	整理したものは整理してもらって、江藤と後で教えていただければと思います。
0:35:22	出井先生のやつをどこまでやるかって、確かに細野さんの言う通り話があって、が中心にやらなくていいんだったらその流体わかってればいいな、気がすんですけど、はい。
0:35:32	おそらく多分回数に行くとも分聞かれると思うんで、そういう施設どういう施設があるのかっていうのは、ちょっと
0:35:41	最初に聞く時には類型化ある程度類型化してもらって示してもらうだけでもいいと思うんで、こういう施設については、障防法、
0:35:52	基準を満足できないんで、その消防と協議して、現状を受けてこういう形にしますみたいな多分そういうのがあると思うんで、それを累計、ある程度累計した形でちょっと
0:36:05	まず一旦はちょっとお示しいただければと思いますんで、
0:36:08	お願いします。
0:36:10	はい、了解いたしました。
0:36:16	磯ごろまでにできます。
0:36:37	来週前半ぐらいまでにはちょっと用意したいかなと思います。
0:36:42	うん。そうだね。止まってから先あんな。
0:36:47	うちの稟議書が止まってるんだよね。
0:36:50	部長のところ、
0:36:54	だから、ちょっと早めの方がいいかもしれない。
0:37:02	で結局内野部長はあれですか、その火災数がうんと言えはうんっていうのかね、結局、
0:37:08	火災数がうんと言ってもうんと言わないのかね。
0:37:12	江藤葛西須賀うんって言って部長が納得いかなかったら葛西菅詰められることになると思います。
0:37:23	だから、片1日全権を委任してるわけではないと。
0:37:30	普通は何か勘違いしてんじゃないの今回溶媒使うと思ってんじゃないの、やっぱり。
0:37:41	まずそこを含めて説明する必要があるかなと思います。
0:37:46	ある程度施設の全体として、その他施設の火災対策が妥当なのかどうかっていうのは、1度、火災時に確認してもらおうようにして付けなので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:56	またそれやる必要があるのかなと思ってます。
0:37:59	溶媒に限らず、
0:38:03	それーあれかね。
0:38:05	ちょっとおれ管理官ともう1回相談するけどさ。
0:38:09	それは新しい認可事項になるんじゃないの。
0:38:12	追加で対策が必要だってことになれば、認可事項になるんだと思うんですけども。
0:38:19	いや確認するだけでもさ、
0:38:22	改めて評価したっていう評価させてみて、
0:38:26	認可申請書を出してもらってというふうにしてるし、
0:38:30	するか。
0:38:32	それともどうすか。
0:38:36	をですね一応ざっと整理していただいた形で、火災相談行って、これじゃもう全然足りないっていうふうな話になってしまうと。
0:38:46	もうそれなりのその評価をしなきゃいけないってことになっちゃうと思うんで、そうなった場合にはもう新たな認可事項として、ちょっと補正、
0:38:57	補正でちょっとなんすかね。
0:39:01	改めて評価しますみたいな形で一旦やっていくって話になるんだと思う。
0:39:09	いや新しくこの案件だけでやるんじゃないの。
0:39:13	廃措置するプラントに対して、
0:39:16	どれだけお金をかけさせればいいのかという議論にさ、妹尾を持ってくんじゃないの、そうですね。
0:39:24	だから今回のやつは今回のやつ切り離してさ、そうですね。はい。
0:39:29	火災対策入ってないわけでしょう今回。
0:39:32	それで今回は
0:39:34	生命技術認可の名前を追加するっていう、
0:39:41	性能維持施設に火災対策設備を計画するというやつだけ。
0:39:45	そうですねその対策の中身自体はもうすでに認可済みと理解あって、
0:39:55	もともとだから切り離せって言ったのはいつだから、さあ、
0:40:03	俺からすると何言ってんだって感じはするんだけど、
0:40:09	だから、ちょっと倒れ、これは納得はできないでしょ。
0:40:16	はい。
0:40:19	まあいいや。はい、わかりました。いずれにせよ、はい。
0:40:23	来週やつを待って、加西市とちょっと話して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:27	片寄には廃止措置割引ってというのがやっぱりあるっていう前提で見てくれっていう話をしなきゃいけないと思うんですね。
0:40:34	それがいわゆる通常の原子力施設。
0:40:39	ちゃんと言わない。
0:40:41	そうですね。そもそも
0:40:43	廃止措置中のプラントには大前提として技術基準が適用されないってというのがあって、
0:40:49	そうそう計画に基づいて、技術基準に照らすところは照らしますっていうふうな考え方なので、
0:40:55	刀禰
0:40:57	はい。
0:40:59	まずその、
0:41:01	そこそういうその前提があるっていうのをしっかり我々の説明、はい。そうだね。はい。
0:41:10	求められてるからさ、流してくれないと。
0:41:14	正直に関係ないところと面やなって感じなんだけどさ。
0:41:19	へえ。ちょっと事業者いるところで愚痴って申し訳ないんですけど、
0:41:25	毎回そうなんですよ。
0:41:30	今度何かあれじゃないですか、皆さんところに視察に行くときには何か、
0:41:35	ちょっとう。
0:41:36	爆弾でもしかけたらいいんじゃない使うか。
0:41:41	それはいいんですか。はい。どうなんですか。はい。
0:41:47	はい。すいませんそれではちょっと追加で、
0:41:53	ご説明いただきたいと障防法に、
0:41:57	順次、主、必ずしもすべて 100 点まで利用しないところについてはちょっと類型化して、示してもらおうというのとすいませんちょっとあと私の方で、ちょっと前に話した
0:42:13	放射性物質の、可燃物の防火については保安規定に基づいてやってます説明があったので、ちょっとそれも
0:42:23	具体的にどういう形で管理してるのかっていうのを、
0:42:26	ちょっと整理して、それもちょうとあわせて示していただい
0:42:31	ければと思いますよろしく申し上げます。よろしいですか。
0:42:34	はい、了解いたしました。できるだけ速やかにまとめたいと思います。
0:42:40	はい。そうしましたら、次、資料の 2 のご説明をお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:50	はい。J Aの笹本です。資料の2、19ページになります。工程洗浄に係るかかる再処理施設保安規定の記載の見直しについてということで、1ポツ章のところにお答えしていただきましたけれども、
0:43:05	現行の保安規定125条の5というのは工程洗浄にかかります硝酸ウラニルの受け払いということでこれウランの溶液をですね、
0:43:17	プルトニウム転換技術開発施設からですね、分離精製工場の一時貯槽に受け入れると、こういった行為を行う際の受入基準ということを3-7-1表と、
0:43:31	こういうところにお示ししてございますが、これは核的制限値これは受け入れ先のメンプラント市町村の核的制限値等を整合を図る形ですね、
0:43:42	3-7-1表の記載を見直したいと、こういうようなことが趣旨でございます。2ポツのところですけども、現本規定のその受入基準は先ほどの3-7-1表をですけども、
0:43:55	これ設定した背景と内容ということで整理をしております。
0:43:59	2ポツの両括弧1ですけども、まず工程洗浄で行うこととしまして、PCDFからメンプラント小野市町村にですね、UHこれ先ほどのウラン溶液のことですけども、
0:44:13	これを払い出していくということを廃止措置計画で定めてございます。施設版の核物質の受払いという形になりまして、100保安規定の125条の5においてですね、
0:44:27	管理の方を新たに定めると、こういうふうな経緯でございます。
0:44:31	2ポツ、両括弧2、いいですけども現保安規定142条というのがございまして、ここには第3-7-2号ということでPCDFで扱える2種類のUHについて記載がございます。
0:44:49	①のところですけども、メンプラント由来のウラン濃縮度4%以下と、濃度に関しまして450グラムランプありたいかと、こういうウラン溶液と、
0:45:01	②ということで再処理施設以外からのウラン濃度に濃縮度で20%以下濃度で450グラム以下のUHと、こういった受け入れができるということで、
0:45:13	もう本規定上整理がされてございます。これ添付1ということで20ページのところでですね。
0:45:20	4ページ下側を見ていただきたいんですけども、今申し上げた硝酸ウラニルの溶液ですねこれ浦野植木ですけども、第3-7-2表ということで右半分を書いておりますが、
0:45:35	ウラン濃縮度4%以下というものとウラン濃縮度20%以下というものがそれぞれございます。
0:45:42	ウラン濃縮のところ右方に12と書いておりますけれども、左側の方がですね、分離精製工場からの受入れるもの、右側のものは、最終施設以外からの瘻變。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:56	これらの関係で2種類のUHは取り扱うことができるということはPCDFの方では県民でございます。
0:46:04	本文戻っていただきまして2発両箱3ですけれども、臨界安全管理上はですね、メンプラントにおきましては、裏の濃縮度については4%を超えるものは受け入れられないと。
0:46:17	ということでメンプラントULHEの経理基準についてはですね先ほどの①、
0:46:24	のメンプラント以来のUNやる事を確認する必要がある、こういうことで、
0:46:30	濃縮度に関しまして4%の関し月に関しましては450欄、
0:46:35	ありたいかと、こういうことを設定をしていると。
0:46:38	これは先ほどの20ページの添付1の上半分ですね。
0:46:44	3-7-1表ということで今申し上げた450、以下の濃縮度について書いてございます。
0:46:55	矢羽根で示してございますけれども、この野内工藤に関する記載を見直しを考えているというようなことでございます。
0:47:07	本文19ページの方ですけれども、両括弧3の青木のところですが、
0:47:13	臨界管理基準と運転要領書におきましては一次輸送の核的制限値、これがですね、
0:47:19	濃縮度が1.6%以下401グラムか、濃縮度4%以下、濃度200グラムを配りたいかというようなことが事業指定申請書をできて、されていると、こういう関係でございます。
0:47:35	具体的な見直し方法につきまして3ポツですけれども、先ほどの3-7-1の経理基準が見ていただいた通りということで、
0:47:46	メンプラントの一次調査の核的制限値がですね先ほど申し上げたような数字ということで、
0:47:53	受入基準のUHの組成について臨界安全ではあるんですけれども核的制限値とは一致していないと、こういう関係にあります。
0:48:02	核的制限値の整合を図るということを目的としまして現在保有しますNN値の組成、
0:48:10	を踏まえて濃縮度の方の記載を見直したりというようなことでございます。
0:48:16	3ポツの米印2のところでございますけれども受入基準のUHの女性臨界安全であるというようなことで、この評価としましては無限増倍率で0.5というようなことを図で入れてございます。
0:48:34	また※3のところですが、眉Hの組成のところをですけれども、PCDFで現在保有しているNHの組成ということで濃縮度と濃度の数字をそこに書いてございます。
0:48:49	詳細はですね添付の2の方を見ていただきますと、
0:48:54	A1、21ページの方ですね、これが

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:00	左方にですね硝酸ウラニルる調査をP C D Fのですね保有しているウラン溶液に関しまして濃縮度濃度液量の数字がここに書かれていると。
0:49:14	こういうような状況でございます。
0:49:16	下側の表をの中でですね、ここ現状受け入れ後ということがございますけれども、メンプラント0のですね一時貯槽におけます、パブ貯槽、263のV-51から7と。
0:49:30	こういうところを七つございますけれども、それぞれの濃縮度濃度企業ということが数字が書かれていると、こういうような状態です。
0:49:39	それぞれP C D Fからの夢休憩入れた後はですね、受け入れ後の数字になるというようなことを示してございます。
0:49:49	この数値を見ていただきますと、先ほどの3ポツの規制の見直しのところでござい ますけれども、
0:49:59	濃縮度を的にはですねすべて1.6%以下に限定されているということでございますの で、
0:50:07	現有するU L中操性を踏まえまして間野地区についてはですね、現状先ほどの添付の1 のところに書いている4%。
0:50:18	こういうところを、1.6%以下という形で見直しを行いたいというふうに考えてござい ます。
0:50:25	19ページ4ポツですけれども、今後の予定ということで両括弧1につきましては直近 の保安規定のご申請に合わせまして、先ほどの3-7-1表を見直したいということ と、
0:50:39	実際の工程洗浄における受け払いに関しましてはこの変更の終了が終わった後にですね 実施をすると、こういうことを示してございます。
0:50:49	ハピネット資料については以上でございます。
0:50:54	経常規制庁カトウですご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、 質問コメント等ありましたらお願いします。
0:51:06	ちょっとウエノですと20ページのその表で比べると、
0:51:12	下の(2)の3-7の(2)の表の照査ウラルウラニルの
0:51:18	4%に対して、450グラムというのと、
0:51:23	すか、上の表の(1)の府省では、
0:51:28	これ、現状では4%250グラムっていうことなので、
0:51:33	この制限値としては
0:51:36	不破。
0:51:37	数値上は合ってるように見えるんですけど、
0:51:40	これを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:42	で、さらにその 200 グラムに設定してるっていうのは、何かあるんですけど。
0:51:47	本当運転上その
0:51:50	運転要領、
0:51:53	で定めてるっていうんですが、そのどちらもそれ臨界をもとに定めているということです。
0:52:02	その辺で、ちょっと数字がたくさん出てきてややこしいところがあるんですけども、先ほどの 19 ページのところのですね 2 ポツの別府さんを見ていただきますと、
0:52:16	町メンバーの一時貯蔵とこういうところにウエノ 1 を持っていくということで、
0:52:23	その受け入れ先の U N D N P の受け入れ先の一時貯槽の核的制限値がですね、
0:52:29	事業指定申請書に書かれている値がその括弧づけのところでございます、
0:52:36	ここは 1.6%以下 450 グラムか。
0:52:40	濃縮度が 4%のときには 4%以下濃度 200 グラムか。
0:52:46	というような 2 種類、核的制限値が設定されている。
0:52:50	この核的制限値とですね、先ほどの、
0:52:54	添付 1 E - 20 ページの上側の表をですけれども 3-7-1 表、
0:53:01	のところに示しました濃縮度と農業体験のここが一致をしていないということでございます。
0:53:11	すいません、19 ページの 3 ポツで、注記のところ、
0:53:19	注記の 2 番で、4%の 450 グラムで、
0:53:25	臨界しないと。
0:53:27	いう能が制限値と。
0:53:31	して示されてるんですが、
0:53:34	これはさらに余裕を見て設定してるっていうことなんですかね。そうすると、
0:53:40	そうですね今ご指摘の 19 ページのここ、※2 のところは臨界安全状態であるということを示しておりますけれども、その上の 2 ポツの最後のところですね事業指定の中においてはですねそれよりも低い値でバック的制限値というものを設けておりますので、
0:53:59	より低いところでの制限をかけているというような状況です。
0:54:05	はいわかりました。
0:54:11	加藤です。1 点確認なんですけど、
0:54:15	21 ページの江藤。
0:54:19	今保有してる、P C D F で保有してる。
0:54:22	ウラン溶液っていうのは、この左上に、この四角でくくったところに書いてある。
0:54:28	もの。
0:54:30	しかないっていう認識でよろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:34	はいその通りです。
0:54:38	はい。
0:54:40	一応保安規定上は、受入基準が書いてあるけど、
0:54:45	この基準、
0:54:47	オーバーすることは物理的にあげないっていう。
0:54:51	ことでよろしいですか。
0:54:54	その通りです。
0:54:58	はい、事実関係についてわかりました。
0:55:01	じゃあこれ申請っていつごろ予定されてますか。
0:55:07	技術評価のポイントです。次の先生次の資料で説明いたしますけれども、今申請されま す、開発計画、先ほどの赤い棒関係も含めた性能施設の廃止計画と多分この規定が同時 申請しておりますので、
0:55:21	関連する保安規定でございますのでその認可がおり次第、次の申請をしたいかと思っ てございます。
0:55:29	これ単独でやんのこれ。
0:55:32	すいません。次の資料3のNRの廃棄物と、TLDの変更をあわせて行う予定でござ います。
0:55:42	他こういうの無いんですか。
0:55:45	これ、あれでしょ、見てたっちゃう事でしょ。
0:55:53	そういうことじゃないのこれ。
0:55:54	新たにわかったっちゃう話なんだよ。抜けてたんじゃないのこれ。
0:56:01	そうですね今の3のものの一条のその受入基準自体はですね今回今年延長で新たに追 加をしている案件でございまして、
0:56:12	抜けていたというものではありませんが、受入基準の欄濃縮度とノートをとですね、
0:56:20	核的制限値の不整合を、があったということですので
0:56:27	それを当たるような見直しをしたいということでございます。
0:56:33	いやだって最初からわかってるじゃない。こういう動きをするって、
0:56:38	僕何言いたいかっていうと、他にそういうの無いですかって話ですよ。
0:56:42	要は、
0:56:43	これから工程洗浄を進めていくことによって、
0:56:46	今回みたいに、
0:56:48	沢本さんは抜けてないと言ってますけど、思わぬ形だと思いますけど。
0:56:53	そういうの無いですかということです。他の、その工程の、
0:56:57	部分において、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:58	そこをもう1回見直してもらえませんか。
0:57:01	仲村課長のところで、
0:57:04	一番下もう一度よく確認させていただきたいと思います。
0:57:11	逐一保安規定変更すると面倒くさいんで、
0:57:16	もう一気に宇田大澤みなおっしゃってください。
0:57:22	一応しました。
0:57:26	後ですのでちょっと確認させてくださいこれって、工程洗浄の一番最後のグランド圧勝に関係するところ。
0:57:37	という理解でいいですか。
0:57:40	そうです。
0:57:41	はいわかりました。
0:57:45	他規制庁から確認等ありますでしょうかよろしいでしょうか。
0:57:50	はい。続けて資料の3のご説明をお願いします。
0:57:56	はい、評価の大きいものでございます資料3でございます。
0:58:00	今回の方、廃棄物や廃棄物の管理と個人線量計積算戦略は変更でございます。
0:58:06	資料の説明の前に、今回のこの2件でございますけどもこの管理、NRの管理につきましては、背斜軸とですとねあと新検査制度移行時、
0:58:16	令和2年2月になりますけども、この変更をその際に審査基準等の対応等を用いまして、
0:58:23	クリアランスレベル納品確認変更について認可をする際に合わせてこの後変更の廃棄物の変更を得ることを説明してございます。
0:58:31	これらのレベルの確認についてはまだ、現状認可を受けてない状況ですけども、
0:58:36	これは追加のレベルの廃棄物通達採決についての間でもやはり明確にすべてってことございまして、今後の開設に伴って撤去すれば幾つも増えてくる。
0:58:46	くることも考えられますので、今回、支出を行いたいというものでございます。
0:58:52	もう一つ個人線量計ですとか積算線量計についての変更については、普通の3月10日に、面談において、TEDを特定しない記載に変更するってことで、
0:59:02	委託から委託に変更するような、測定法については委託にするようなことを説明してございます。
0:59:08	その他事業施設等に記載がないようなことも進めますと元ちょっとまたご説明しましたけども、これは添付書類に記載がございましてさらに排泄計画においては、こういった管理については放射化についてはこのことに基づく管理が書いております。
0:59:24	それで今回TLDの変更につきましてはこの案件の変更分の増えることによって今後は管理したいと考えます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:31	こういったことで、今までといった面談等でございますけども今回の先ほどの、
0:59:36	はい。ホール線量やっぱ関わる文献と合わせて申請したいと思っております。
0:59:42	資料の説明入れさせていただきます。
0:59:49	はい。それでは資料3につきまして、県立保証課の橋本でございます。
0:59:53	放射性廃棄物内廃棄物の管理と、あと工程線量計、積算静電気に係る保安規定の変更ということで、説明させていただきます。
1:00:02	まず一つの変更理由ですが、二つに分けて書いております。(1)の放射性廃棄物廃棄物の管理でございますけれども、
1:00:10	再措置に伴いまして撤去する資機材等の放射性廃棄物の低減化を図るという目的ですが、
1:00:18	管理区域内におきまして設置された資機材等、または使用した物品であって、
1:00:24	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物、いわゆる放射性廃棄物廃棄物になりますけれども、
1:00:34	交差点廃棄物廃棄物として取り扱うための判断方法ですとか、あと当該廃棄物の管理に必要な保安上の措置に関する事項を追加したいと考えております。
1:00:47	二つ目ですが、個人線量計と積算線量計に係る記載変更でございます。
1:00:52	現状です個人線量計、
1:00:54	あと環境測定にかかる積算線量ですね、こちらは熱ルミネッセンス線量計ということで、
1:01:02	いわゆるTLDの方法を用いて測定を行っております。
1:01:06	線量計の種類、系措置でございますけれども、こちらは再処理規則側の方には要求はございませんが、
1:01:14	個人被ばく線量の方ですね、放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド、
1:01:21	アルソックガイドになりますけれども、
1:01:23	こちらの改正令和5年10月1日施行予定でございますが、これを踏まえまして、日本適合性認定協会JABの
1:01:34	認定を受けました外部機関に委託して測定を行うことを予定しております。
1:01:40	一方ですね積算線量の方は、現在使用地のTLDが生産方すでに令和元年に終了しております。
1:01:47	それからそのホソノ令和8年に終了してしまうということで、外部機関への委託等によりまして測定を行っていきたいと考えております。このためですね、外部に委託する場合、委託先によって認定を受けた線量計の種類が異なるということで、
1:02:04	PANDA以外の線量計も使用できますよう、線量計の種類を特定しない記載に変更させていただきますと考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:12	変更概要になりますけれども、応札廃棄物廃棄物の方は、原子力施設におけます放射性廃棄物内廃棄物の取り扱いについて、これは平成 20 年の N I S A 文書の方になりますけれども、
1:02:26	そのガイドですね、を参考に、管理区域内に設置されました資材と、
1:02:32	または使用した物品を放射性廃棄物で廃棄物として管理区域外に排出する。この場合の確認事項として、使用力の記録の管理ですとか、放射線の測定評価。
1:02:46	或いは汚染防止対策等を適切に行うことを定めていきたい、定めていきます。
1:02:52	二つ目の個人線量計積算線量計ですが、
1:02:56	T L D 以外の線量計も使用できますよう、線量計の種類、権措置を特定しない記載ということで、二つほど例を書かさせていただいております。
1:03:06	T L D バッチに関しては、体幹部用線量計、
1:03:09	積算線量計については、括弧 T L D という文字がついておりますがその確保と、
1:03:16	削除したいということです。
1:03:19	当間これに合わせてその他ちょっと記載の適正化ということで、
1:03:23	本件の方にあります文書体系ですねその文書名をちょっと変更させていただきたいというのと、等環境試料等の最終、或いは測定場所に関する図面というのがございます。
1:03:35	こちらがここでこちらにもですね保全区域境界が載っております、
1:03:40	現状の周辺区域の網合わせて、常にちょっとここで区域広がっております。それに合わせて、
1:03:49	変更していきたいと、いうふうに考えております。
1:03:52	すいません説明の方は以上になります。
1:03:56	院長規制庁加藤です。ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、質問コメント等ありましたらお願いします。
1:04:04	有吉ですけど、1、2 ポツの (1) の、
1:04:10	放射性廃棄物でない廃棄、
1:04:13	これ確認内容に使用履歴の確認とか、放射性特定評価、
1:04:19	三つから書いてあるけどこれだけでいいんですかって、よくわかんない。
1:04:26	をホソノさん何かこの点あるんですか。
1:04:38	いや別にこれ N I S A 文書を参考にあります書いてるからそれだけでいいんじゃないですか。
1:04:46	富澤文章これでいいわけですね。他にも廃炉ケースでやってるんですけど、
1:04:50	2 サブでみんなやってますね、N R は。はい。
1:04:56	これがあればいいわけですね。
1:05:00	それが錦の御旗になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:03	勉強なりました。
1:05:15	規制庁カトウですけれどもすいませんその他の記載の適正化のところで、
1:05:20	環境試料の最終測定場所の保全区域境界って書いてあるんですけど保全区域境界ってここしか出てこない。
1:05:31	すいません。
1:05:34	後ろの方に a. 以降に書いております、周辺海域管理区域の図が、宛に示しております施設のレイアウトですとか、それに加工用を保全区域等周辺監視区域の図がございますけれども、
1:05:49	そちらの図の方で前回保全区域を広げる形で申請させていただいたんですが、実態としてちょっとこっちの方の環境試料の測定側の方の図も、
1:06:00	この保全区域がこの境界があったということになります。そちらの方もちょっと修正させていただきたいということです。はい。でですよね上がりました
1:06:11	この資料の 2 の、
1:06:13	関係もそうなんですけれども、変更管理、ちょっとしっかりやって欲しいなと思いますので、よろしくをお願いします。
1:06:22	承知いたしました。
1:06:28	構造のために教えて欲しいんですけど。
1:06:32	これ弱の認定を受けた外部機関って、
1:06:37	この手の線量測定やる一何社ぐらいあるんですか。
1:06:45	はい 3 社ほどと聞いております。
1:06:49	久野テクノルと。
1:06:53	ファックスと。
1:06:57	あとどっかみたいなそんな感じですか。
1:07:01	はい。線量計測課の細見から回答させていただきます。国内で今認定取られてる会社ですと千代田テクノル、長瀬ランダウア、あと産業テックの 3 社。
1:07:13	はあ、把握しております。
1:07:27	まあいいや、はいわかりましたありがとうございます。
1:07:33	はい、他よろしいでしょうか。
1:07:37	はい。ありがとうございます。最後スケジュールのご説明をお願いします。
1:07:43	はい。それでは、23 ページスケジュールにつきましては磯推進室比較から説明をさせていただきます。
1:07:50	次回の面談ですが、来週水曜日、11 月 2 日にお願いしたいと考えております。説明させていただきたい案件としては定例でご報告させていただいておりますものに加えまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:03	L W T F の津波対策方針、或いは、あとはあれですね保全の方針等についてご説明をさせていただきたいと考えております。
1:08:13	11月2日以降のメンバーの出席につきましては、ワーキング対応の2ページを踏まえて具体化していきたいと思っております。浅利平出です。
1:08:24	規制庁加藤ですご説明ありがとうございました。衛藤。
1:08:27	次回の年、面談なのですが、
1:08:32	定着率かということで、
1:08:35	それでこちらの会議室の都合で恐縮なんです、16時からでお願いしたいと思いません。
1:08:44	はい、了解しました。
1:08:48	他スケジュール関係でよろしいでしょうか。
1:08:54	はい、じゃあ以上になりますけれども、原子力機構の方から何かございますでしょうか。
1:09:01	はい。研修機構からは以上になります。はい、ありがとうございました。それでは本日の面談終了にしたいと思いますどうぞもありがとうございました。
1:09:10	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。